

公認記録規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本陸上競技連盟（以下「本連盟」という。）が公認する記録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 公認記録とは、本連盟が認めた記録をいう。

(要件)

第3条 公認記録には、以下の条件が必要となる。

- ① 公認競技会で樹立された記録であること。ただし、クロスカントリー競走、マウンテンレース、トレイルレース及びロードリレーを除く駅伝競走の記録は、公認記録にならない。
- ② 競技者が本連盟登録会員、もしくは主催者が認めた外国人競技者であること。
- ③ 競技場で行われる種目は、事前に検定を受けている距離及び器具で実施されていること。
- ④ 競技会終了後30日以内に指定された方法及び書式で、本連盟に結果が申請されること。

(公認記録の取り消し)

第4条 本連盟は本規程が遵守されない公認記録を取り消す。

附則 2014年12月22日施行